

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケイイベント・セミナー）

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケイイベント・セミナー）
業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 趣旨

若者が性や健康に関する科学的知識を学び、プレコンセプションケアの観点から、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康について考える機会を提供することを目的とする。

4 業務内容

（1）業務の企画に関すること

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケイイベント・セミナー）業務（以下「本事業」という。）においては、業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること。

- ア プレコンセプションケアを推進し、自身が望むライフデザインを実現するために健康管理等の行動変容を促すよう、本事業を実施すること。
- イ 職業キャリアと合わせ、結婚や妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から、将来のライフデザインを希望を持って描く機会となる内容とすること。また、学生等がプレコンセプションケアの観点を踏まえて自らのライフデザインを考え、作成するような内容も含むこと。
- ウ 結婚や育児に対する不安を解消し、ポジティブなイメージを持ち、自らの希望する将来像を具体的にイメージするために役立つ情報や機会を提供すること。
- エ 行政機関（京都府及び京都府内市町村等）の取組や支援状況など、ライフデザインに役立つ情報を学生等に発信すること。
- オ 必要に応じて他の京都府施策と連携すること。

（2）府民向けプレコンセプションケイイベントの開催

若者を対象に、性や健康に関する科学的知識を学び、プレコンセプションケアの観点を踏まえて妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康について考える機会を提供するイベントを実施すること。

ア 開催回数、時間等

開催回数は1回～2回程度とする。1回あたりの開催時間については、半日（4～5時間）程度とする。

イ 開催方法

現地開催とし、会場等の確保についても受託者が行うこと。

ウ 参加者の募集

チラシ等の作成、インターネット・SNS等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。なお、原則として参加者から費用徴収は行わないこととする。

(3) プレコンセプションケアセミナーの実施

企業の若手社員や大学生等を対象に、性や健康に関する科学的知識を学び、プレコンセプションケアの観点を踏まえて妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康について考える機会を提供するセミナーを開催すること。

使用する教材等については、京都府の指示に従い作成すること。なお、セミナー実施の際は、必要に応じて、事前に企業・大学等と内容を調整すること。

ア 企業で働く方を対象としたプレコンセプションケアセミナーの実施

若手社員等だけではなく、職場の先輩社員や管理職、人事担当部局の担当者も参加できるよう内容についても検討するとともに、実施にあたっては企業の協力を得られるよう配慮すること。

(ア) 開催回数、時間等

開催回数は若手社会人向け2回以上、職場の先輩社員や管理職、人事担当者向け2回以上とする。1回あたりのセミナーは1～2時間程度とする。

なお、様々な企業で働く方が参加できるよう工夫すること。

(イ) 開催方法

原則対面開催（必要に応じ、オンライン開催も可）

(ウ) 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。

チラシ等の作成、インターネット・SNS等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

なお、開催方法や参加者募集についても提案すること。

イ 大学生等を対象としたプレコンセプションケアセミナーの実施

性や健康に関する科学的知識を学ぶとともに、プレコンセプションケアの観点を踏まえてライフデザインを描く参考とするための魅力的なワークショップを実施すること。

(ア) 開催回数、時間等

開催回数は6回以上とする。1回あたりのセミナーは1～2時間程度とする。なお、様々な大学に在籍する学生が参加できるように工夫すること。

(イ) 開催方法

原則対面開催（必要に応じ、オンライン開催も可）

(ウ) 参加者の募集

チラシ等の作成、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

なお、開催方法や参加者募集についても提案すること。

(4) 効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

- ア 参加者に対し、アンケート等を実施し、参加者の気づきやイベント・セミナー参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加者へ配布し、終了時に回収すること。
- イ 次年度以降の参加者の掘り起こしを進めるための啓発資料として、事業実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。それをもとに広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する大学・企業等へ情報提供を行うこと。

(5) 数値目標

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ア 府民向けプレコンセプションケアイベント 参加者数 | 500名 |
| イ プレコンセプションケアセミナー 参加者数 | 500名 |
| ウ 結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合 | 80%以上 |

(6) 留意事項

本業務の遂行に当たり、関係機関等との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関等と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極

的に行うものとする。

- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。